

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月二十九日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第六十九号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「正規」を「職員が、正規」に、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。